

広島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年五月十六日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
		新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		四六・五〇〇 一四二・〇〇〇	七・七〇〇 六・〇〇〇	二五二・五〇〇	二五二・五〇〇	拡幅 一般国道 四三三号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
		新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		四六・五〇〇 一四二・〇〇〇	七・七〇〇 六・〇〇〇	二五二・五〇〇	二五二・五〇〇	拡幅 一般国道 一九一号 と重複